

子育て支援施策(教育委員会)

項目	事業の内容	現状	課題
奨学資金貸付事業	<p>経済的事情により修学が困難な学生の学資または育英上必要な資金の貸付を行っている。貸主は瀬戸内市で、借主は学生本人(以下奨学生)であり、無利子による貸付となっている。</p> <p>【奨学生としての資格】 ① 瀬戸内市内居住者、もしくは親権者または後見人が瀬戸内市民であること ② 経済的理由により修学困難であること ③ 品行方正で学業成績が優秀であること ④ 健康で成業の見込みがあること ⑤ 本人の属する世帯のものに市税滞納のないこと</p> <p>【貸与額】 高等学校 月額16,000円 大学自宅通学 月額40,000円 大学自宅外通学 月額46,000円 高等専門学校 月額30,000円 専修学校(高等課程) 月額16,000円 専修学校(専門課程)自宅通学 月額40,000円 専修学校(専門課程)自宅外通学 月額46,000円</p> <p>【返還について】 返還開始は卒業後満1箇年を経過した日の翌日から始まり、貸与を受けた月数の3倍に相当する期間中、月賦・半年賦・年賦により返還することとしている。いずれも等分の金額の納付書を送付している。</p> <p>【半額免除制度について】 平成29年度以降に奨学生として新たに決定された人を対象とした、返還期間中、一定の要件を満たす場合、返還額の半額が免除となる新制度を今年度より施行している。</p> <p>・免除対象者 返還期間中に以下の要件をすべて満たす人は申請に基づき、その年度の返還分の半額を免除することができる。 ① 前年度の1月1日から引き続き本市に住所を有していること ② 就業し、または起業していること ③ 返還期間が貸与を受けた月数の2倍以上の期間であること ただし、市税や返還すべき奨学金を滞納している場合、返還計画を前倒しして返還する場合は免除対象外。 また平成28年度以前に奨学生として決定された人はこの制度の対象とはならない。</p>	<p>【貸付について】 ・今年度の貸付額 継続貸付 8名 合計4,128,000円 新規貸付 4名 合計1,992,000円 ※他の制度との重複利用は不可</p> <p>【返還について】 ・返還対象者は61名。 ・現在の滞納者は24名、金額はH28年度末時点で9,275,000円。H27年度末時点は10,419,600円となっており、滞納額は減ってきている。</p> <p>【督促について】 ・3か月以上入金がない滞納者に対して督促状を送っている。11月を徴収強化月間としており、電話連絡や訪問を行っている。</p> <p>【基金について】 ・基金(奨学資金積立金)で運用している。 ・利子がつくことにより基金残高は毎年増額しており、H28年度末時点で109,397,150円。</p> <p>【その他】 ・国、県、民間等にも様々な奨学資金貸付制度がある。</p>	<p>【金額について】 ・国に比べて貸付額が低い。 例:私立大学自宅外通学の場合 瀬戸内市奨学金 月額46,000円 国の奨学金 月額64,000円</p> <p>【新規貸付希望者について】 ・奨学金の貸付希望者が減ってきている。 H18年度新規貸付希望者 19名 H29年度新規貸付希望者 4名 ・貸付希望者の減少については制度の周知ができていないことも要因の一つと考えられる。</p> <p>【滞納者について】 ・滞納者、滞納額ともに減ってきているものの、一定数存在する。 ・滞納者の中には時効を過ぎている人が1名おり、時効を延長させる必要がある。 ・H28年度中に入金がなかった者が3名いる。(3名とも6月、9月、11月、3月に督促状を送付している。11月の徴収強化月間に電話連絡を行ったところ、2名は電話が繋がりに、12月中に入金する約束であったが入金されず。残る1名については再三連絡するも連絡取れず。) ・滞納者が県外に住んでいる場合の督促方法を工夫する必要がある。 ・連帯保証人への督促を行う。</p>

項目	事業の内容	現状	課題																																																																					
就学援助費給付事業	<p>経済的な事情により、義務教育を受けるために必要な経費(学用品費・給食費・修学旅行費など)を負担することが困難な保護者に、必要な援助を行う制度。</p> <p>【対象世帯】 ・税の非課税、減免世帯 ・国民年金の掛金免除世帯 ・児童扶養手当の受給世帯 ・世帯所得が生活保護基準の1.2倍以下の世帯 など</p> <p>【補助金額】</p> <table border="1" data-bbox="433 600 1261 1031"> <thead> <tr> <th>援助費目</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学用品費</td> <td>(1年生) 年額 11,420円 (2年生以上) 年額 13,650円</td> <td>(1年生) 年額 22,320円 (2年生以上) 年額 24,550円</td> </tr> <tr> <td>校外活動費(宿泊なし)</td> <td>実費(限度額 1,570円)</td> <td>実費(限度額 2,270円)</td> </tr> <tr> <td>校外活動費(宿泊あり)</td> <td>実費(限度額 3,620円)</td> <td>実費(限度額 6,100円)</td> </tr> <tr> <td>新入学児童生徒学用品費</td> <td>(1年生) 40,600円</td> <td>(1年生) 47,400円</td> </tr> <tr> <td>修学旅行費</td> <td>(6年生修学旅行参加者) 実費(限度額 21,490円)</td> <td>(3年生修学旅行参加者) 実費(限度額 57,590円)</td> </tr> <tr> <td>体育実技用具費</td> <td>—</td> <td>柔道 実費(限度額 7,510円)</td> </tr> <tr> <td>学校給食費</td> <td>(全学年) 実費(1食当たり9割支給)</td> <td>(全学年) 実費(1食当たり9割支給)</td> </tr> <tr> <td>通学費</td> <td>遠距離通学費補助対象者 実費(保護者負担分)</td> <td>遠距離通学費補助対象者 実費(保護者負担分)</td> </tr> </tbody> </table>	援助費目	小学校	中学校	学用品費	(1年生) 年額 11,420円 (2年生以上) 年額 13,650円	(1年生) 年額 22,320円 (2年生以上) 年額 24,550円	校外活動費(宿泊なし)	実費(限度額 1,570円)	実費(限度額 2,270円)	校外活動費(宿泊あり)	実費(限度額 3,620円)	実費(限度額 6,100円)	新入学児童生徒学用品費	(1年生) 40,600円	(1年生) 47,400円	修学旅行費	(6年生修学旅行参加者) 実費(限度額 21,490円)	(3年生修学旅行参加者) 実費(限度額 57,590円)	体育実技用具費	—	柔道 実費(限度額 7,510円)	学校給食費	(全学年) 実費(1食当たり9割支給)	(全学年) 実費(1食当たり9割支給)	通学費	遠距離通学費補助対象者 実費(保護者負担分)	遠距離通学費補助対象者 実費(保護者負担分)	<p>平成29年度の認定者数は小学校が240人、中学校が150人、市外の学校が2人(平成29年8月現在)で、全体の人数に占める割合は小学校が13.4%、中学校が15.8%となっている。児童生徒数は減少傾向にあるのに対し、就学援助認定者の数は同数程度であることから、その割合は増加傾向にある。</p> <table border="1" data-bbox="1308 407 2139 642"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童数</td> <td>1,923</td> <td>1871</td> <td>1772</td> <td>1792</td> <td>1792</td> </tr> <tr> <td>認定数</td> <td>234</td> <td>233</td> <td>236</td> <td>237</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>12.2%</td> <td>12.5%</td> <td>13.3%</td> <td>13.2%</td> <td>13.4%</td> </tr> <tr> <td>生徒数</td> <td>1,035</td> <td>1046</td> <td>1028</td> <td>975</td> <td>950</td> </tr> <tr> <td>認定数</td> <td>160</td> <td>153</td> <td>151</td> <td>152</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>15.5%</td> <td>14.6%</td> <td>14.7%</td> <td>15.6%</td> <td>15.8%</td> </tr> </tbody> </table>		H25	H26	H27	H28	H29	児童数	1,923	1871	1772	1792	1792	認定数	234	233	236	237	240	割合	12.2%	12.5%	13.3%	13.2%	13.4%	生徒数	1,035	1046	1028	975	950	認定数	160	153	151	152	150	割合	15.5%	14.6%	14.7%	15.6%	15.8%	<p>就学援助費の支給時期は、各学期の学期末となっているが、新入学児童生徒の学用品については、ランドセルや制服など事前に高額な費用が必要となるため、入学前に支給してもらえないかという声がある。</p> <p>国の補助制度(要保護)も変更し、入学前に支給した場合でも補助対象になるよう見直しがあった。</p>
援助費目	小学校	中学校																																																																						
学用品費	(1年生) 年額 11,420円 (2年生以上) 年額 13,650円	(1年生) 年額 22,320円 (2年生以上) 年額 24,550円																																																																						
校外活動費(宿泊なし)	実費(限度額 1,570円)	実費(限度額 2,270円)																																																																						
校外活動費(宿泊あり)	実費(限度額 3,620円)	実費(限度額 6,100円)																																																																						
新入学児童生徒学用品費	(1年生) 40,600円	(1年生) 47,400円																																																																						
修学旅行費	(6年生修学旅行参加者) 実費(限度額 21,490円)	(3年生修学旅行参加者) 実費(限度額 57,590円)																																																																						
体育実技用具費	—	柔道 実費(限度額 7,510円)																																																																						
学校給食費	(全学年) 実費(1食当たり9割支給)	(全学年) 実費(1食当たり9割支給)																																																																						
通学費	遠距離通学費補助対象者 実費(保護者負担分)	遠距離通学費補助対象者 実費(保護者負担分)																																																																						
	H25	H26	H27	H28	H29																																																																			
児童数	1,923	1871	1772	1792	1792																																																																			
認定数	234	233	236	237	240																																																																			
割合	12.2%	12.5%	13.3%	13.2%	13.4%																																																																			
生徒数	1,035	1046	1028	975	950																																																																			
認定数	160	153	151	152	150																																																																			
割合	15.5%	14.6%	14.7%	15.6%	15.8%																																																																			
遠距離通学児童等通学費補助金	<p>瀬戸内市立の幼稚園、小学校及び中学校に通学する遠距離通学者に対して、通学費の補助を行っている。片道の通学距離が幼稚園にあっては2.5キロメートル、小学校にあっては4キロメートル、中学校にあっては8キロメートル以上の児童等が対象で、補助金額は公共交通機関の料金の半額を原則とする。 (邑久中学校は全額から保護者負担分(1人目3,600円・2人目以降2,100円)を差し引いた金額を補助・・・裳掛中学校統廃合の条件と思われる)</p>	<p>平成29年度 実績 牛窓東幼稚園 対象園児10人 補助金額116,925円 邑久幼稚園 対象園児5人 補助金額74,230円 牛窓西小学校 対象児童14人 補助金額215,465円 邑久小学校 対象児童50人 補助金額769,620円 邑久中学校 対象生徒24人 補助金額2,783,550円</p> <p>前年度比 対象者1.03倍 補助金額1.1倍</p>	<p>補助要件の拡充が課題となっている。近隣市町と比較して補助要件が厳しい。備前市や赤磐市は中学校の通学距離が6キロメートル以上が対象となっている。また、補助率についても、実費相当額(赤磐市の一部の地域)や3分の2に相当する額(備前市)を補助している。</p>																																																																					

項目	事業の内容	現状	課題																												
幼稚園保育料減免	<p>保護者の経済的負担の軽減を図るため、保育料を減免または免除する。</p> <p>【対象者】 幼稚園に入園している園児の保護者のうち、市教育委員会が認められた者</p> <p>【保育料の減免額】 ・減免表に掲げる区分に応じた金額とする。(世帯の所得や児童順位等により決定) ・児童順位は、第2階層及び第3階層の世帯にあっては、保護者と生計が同一の子等であれば、年齢に関わらず最年長者を1子、第4階層の世帯にあっては、小学校3年生までの子どもで最年長者を1子とカウントする。</p> <p>(減免額表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階層区分</th> <th>定額</th> <th>減免額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1</td> <td>生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2</td> <td rowspan="3">第1階層を除き、前年度分(9月以降は当年度分)の市民税の額の区分が次の区分に該当する世帯</td> <td>第1階層を 又は均等割のみ を納付している 世帯</td> <td>第1子 2,000円 第2子以降 全額 ひとり親世帯等 全額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">所得割の額が 77,101円未満の世帯</td> <td>第1子 ー 第2子 同一世帯から同時に2人以上就園している場合の次 年長者 上記以外 2,500円</td> </tr> <tr> <td>第3子以降 全額 ひとり親世帯等 第1子 2,500円 第2子以降 全額</td> </tr> <tr> <td>第4</td> <td>所得割の額が 77,101円以上の世帯</td> <td>第1子 ー 第2子 同一世帯から同時に2人以上就園している場合の次 年長者 上記以外 2,500円 第3子以降 全額</td> </tr> </tbody> </table>	階層区分	定額	減免額(月額)	第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯	全額	第2	第1階層を除き、前年度分(9月以降は当年度分)の市民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	第1階層を 又は均等割のみ を納付している 世帯	第1子 2,000円 第2子以降 全額 ひとり親世帯等 全額	所得割の額が 77,101円未満の世帯	第1子 ー 第2子 同一世帯から同時に2人以上就園している場合の次 年長者 上記以外 2,500円	第3子以降 全額 ひとり親世帯等 第1子 2,500円 第2子以降 全額	第4	所得割の額が 77,101円以上の世帯	第1子 ー 第2子 同一世帯から同時に2人以上就園している場合の次 年長者 上記以外 2,500円 第3子以降 全額	<p>(減免額について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H27年度までは、同時に2人以上入園していた場合、2人目から1,000円減額。 ・H28年度からは、子ども・子育て支援法に基づき左記減免額表を適用。ただし、第2階層の第2子以上の全額免除は、H29年度から適用。 <p>園児 340人(H29.7.1現在) うち、減免対象者184人</p> <p>【内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>減免率</th> <th>人数</th> <th>年間減免額(予測)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100%</td> <td>25人</td> <td>1,375,000円</td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td>150人</td> <td>4,064,500円</td> </tr> <tr> <td>40%</td> <td>9人</td> <td>198,000円</td> </tr> </tbody> </table>	減免率	人数	年間減免額(予測)	100%	25人	1,375,000円	50%	150人	4,064,500円	40%	9人	198,000円	<p>保育園の保育料の減免には、給食費も含まれている。幼稚園は保育料のみの減免で、給食費が別会計であるため、減免を行っておらず整合性が取れていない。</p> <p>貧困対策及び子育て支援策として、保育料と給食費を含めた減免の制度を検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単に給食費の減免制度を加えた場合、年間の実食数に応じて3月徴収分を調整するなど、保育料徴収とは異なる点があるため、事務が煩雑になる。 ・全体(4・5歳児)の5割程度が対象になると推測されるため、財源の確保が必要となる。
階層区分	定額	減免額(月額)																													
第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯	全額																													
第2	第1階層を除き、前年度分(9月以降は当年度分)の市民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	第1階層を 又は均等割のみ を納付している 世帯	第1子 2,000円 第2子以降 全額 ひとり親世帯等 全額																												
		所得割の額が 77,101円未満の世帯	第1子 ー 第2子 同一世帯から同時に2人以上就園している場合の次 年長者 上記以外 2,500円																												
			第3子以降 全額 ひとり親世帯等 第1子 2,500円 第2子以降 全額																												
第4	所得割の額が 77,101円以上の世帯	第1子 ー 第2子 同一世帯から同時に2人以上就園している場合の次 年長者 上記以外 2,500円 第3子以降 全額																													
減免率	人数	年間減免額(予測)																													
100%	25人	1,375,000円																													
50%	150人	4,064,500円																													
40%	9人	198,000円																													
学校給食費	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">徴収額</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>1食あたり</th> <th>月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼稚園</td> <td>265円</td> <td>4,500円</td> <td rowspan="3">3月に、実食数に応じて徴収額を調整</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>280円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>320円</td> <td>5,500円</td> </tr> </tbody> </table>		徴収額		備 考	1食あたり	月 額	幼稚園	265円	4,500円	3月に、実食数に応じて徴収額を調整	小学校	280円	5,000円	中学校	320円	5,500円		多子世帯に対する支援が十分ではない。												
	徴収額		備 考																												
	1食あたり	月 額																													
幼稚園	265円	4,500円	3月に、実食数に応じて徴収額を調整																												
小学校	280円	5,000円																													
中学校	320円	5,500円																													